

3. 3. 1
39

4/10

左記の如き森正登に被任備以来一團の如き事なく同古り味
 の如き結成し十四名に初任し四月十日に賃根業分値上三不
 四分休の休業と其傳勅物たる退き下り取成し四月二十
 二日三日留独身者あり五日留の休業と一各自缺勅を提出し
 同業を断りたり
 控業事業之例に斯くは他ノ業勅に異同なき事ありと狼狽し
 平均四下ノ賃金傳上り為る事旨申渡し之に同業者之ヲ
 俾し然初店ヲ掛田ノ同業十回時日ノ解決就業あり

法人書

件

2.3

◎大阪制子合業協会

今更に 方後事

労働者 八ノリ

老加者 五ノリ

多因経任道

事業並に労働者共ニ其ノ困窮ノ甚クシテ結果三ノリ大却
 ト同業者ニ拘り

(大阪制子工協会)

労働協会の中心大却ト同業者不利ノ状ノ望ミヨリ之ノ事業之
 今更に同業者ノ本意ヲ了ラサシ旨ヲ出テ解決ノ障壁ヲ去リ
 協力ニ就ク方針ニ依リ協会の中心大却事業並に労働者共ニ其ノ困窮ノ甚クシテ結果三ノリ大却
 形勢ニ争ひ進出シ出會シ十五日争ハ若シ解決シ得ズトス

財團